

令和4年4月から

東京都看護師等修学資金制度が 利用しやすく変わりました！



東京都看護師等修学資金制度とは

看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある方に対し、修学資金を貸与（貸付け）することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的とした制度です。

貸与資格について

以下の要件を満たす方が対象です。

- ・ 都内の看護師養成施設等に在学している方又は都内に居住地を有し、都外の養成施設等に在学している方
- ・ 成績優秀で心身健全な方
- ・ 経済的理由で修学が困難な方
- ・ 同種の修学資金を借りていない方（※同種の修学資金=東京都育英資金、地方公共団体による返還免除規定のある修学資金。ただし、日本学生支援機構との併用は可能）

主な改正のポイント

1 申込資格について

都内に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来都内において看護業務に従事しようとする方も申込ができるようになりました。

2 貸与月額について

自分の希望に合わせて、4種類（25,000円、50,000円、75,000円、100,000円）の貸与金額から選べるようになりました。

3 返還免除について

返還免除の対象となる施設及び従事期間に応じた返還免除額が拡大されました。

免除条件	貸与月額	免除金額
都内施設に5年間従事	2.5万～10万	2.5万×貸与月数
指定施設（※）に5年間従事	2.5万	2.5万×貸与月数
	5万～10万	5万×貸与月数
指定施設（※）に7年間従事	2.5万～5万	貸与金額×貸与月数
	7.5万～10万	7.5万×貸与月数

（※）指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

申込方法・問合せ先

毎年4月頃に学校を通して申込を受け付けます。申込や問合せは学校担当者へお願いします。



東京都 看護師 修学資金



<事業所管>

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課

TEL:03-5320-4444(直通)